

30 文科高第 1 3 2 6 号
医政発 0329 第 50 号
平成 31 年 3 月 29 日

各 都 道 府 県 知 事
各 国 公 私 立 大 学 長 殿

文部科学省 高等教育局長
(公 印 省 略)

厚生労働省 医政局長
(公 印 省 略)

医療法第三十条の二十三第二項第五号に規定する取組を定める省令の施行について
(通知)

医療法第三十条の二十三第二項第五号に規定する取組を定める省令（平成 31 年文部科学省・厚生労働省令第 1 号）については、平成 31 年 3 月 28 日付けで公布され、同年 4 月 1 日より施行されます。

この省令の内容は下記のとおりですので、貴職におかれてはこれを御了知いただくとともに、周知を行っていただくようお願いいたします。

記

第一 省令の概要

医療法（昭和 23 年法律第 205 号。以下「法」という。）第 30 条の 23 第 2 項第 5 号の文部科学省令・厚生労働省令で定める取組は、以下のものとする。

- ① 大学の医学部の入学者の一部を、他の入学者と区別して、卒業後に一定の期間にわたり、都道府県（将来において医師の数が少ないことが見込まれると厚生労働大臣が認めた二次医療圏を有するものに限る。）に所在する医療提供施設において、キャリア形成プログラムに基づき診療に従事する意思を有する者のうちから選抜すること。
- ② 将来において医師の数が少ないことが見込まれると厚生労働大臣が認めた都道府県に所在する大学の医学部の入学者の一部を、他の入学者と区別して、一定の期間以上当該都道府県に住所を有した者のうちから選抜すること。

③ 都道府県が、①又は②の取組を行う大学に対し、必要な支援を行うこと。

第二 留意事項

①及び②の取組については、地域医療対策協議会において、地域枠・地元出身者枠の設定等に係る恒久定員及び臨時定員における枠の数、選抜方法等について協議を行うこと等が想定される。また、③の支援は、都道府県が、枠に対して確保された学生の人数等に応じ行われるものであり、「地域医療介護総合確保基金(医療分)に係る標準事業例の取扱いについて」(平成31年2月19日付け医政地発0219第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知)において示している事業として地域医療介護総合確保基金(医療分)を活用して支援すること等が考えられる。

なお、いずれの取組についても、法第30条の4第1項に基づき定めた医療計画を踏まえたものとする。

第三 施行日

平成31年4月1日